

<p>事例項目</p>	<p>門真市立小・中学校施設設備使用料の改定について</p> <p><十分な市民への周知期間を確保せずに行った条例改正></p>
<p>事例発生日等</p>	<p>平成21(2009)年6月</p>
<p>担当課</p>	<p>生涯学習部 生涯学習課 生涯学習部 スポーツ振興課</p>
<p>事例概要</p>	<p>発生までの経過</p> <p>①平成21(2009)年第6回門真市教育委員会(6月)において「小・中学校施設設備使用条例施行規則」の一部改正を行い、使用料に関する減免規定の改正を行った。 ②条例で規定している使用料の徴収区分(時間区分別)が、市民の利用実態に即していないことから、市民の利便性の向上及び施設の有用利用を図るため、一律1時間あたりの使用料に変更することとした。 ③平成21(2009)年第3回定例会(9月)において「小・中学校施設設備使用条例」の一部改正により、これまで1日あたり3区分であった使用区分を、1時間あたりの使用料に見直しを行った。 ④規則改正(平成21(2009)年6月)後、短い期間での条例改正(平成21(2009)年9月)であったため、利用者への減免制度の見直し及び使用料改定に関する、周知期間が短く混乱を招いた。</p>
	<p>当時の対応</p> <p>・スポーツ関係団体、社会教育関係団体、自治連合会等対象に説明会を開催するとともに、窓口においても利用者に個別に説明を行った。</p>
<p>発生原因</p>	<p>・市民の利用状況の把握が不十分であった。</p>
<p>再発防止対策</p>	<p>・市民の利用状況を適切に把握するとともに、条例及び規則の改正を行う際には、市民への周知期間を十分に考慮することを徹底する。</p>